

# 公益財団法人松阪市勤労者サービスセンター会員及び会費に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、公益財団法人松阪市勤労者サービスセンター定款（以下「定款」という。）第42条第2項及び第43条の規定に基づき、公益財団法人松阪市勤労者サービスセンター（以下「この法人」という。）の会員及び会費等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が継続的に行われている場所ごとの単位をいう。
- (2) 「勤労者」とは、賃金を受けて雇用されている従業員をいう。
- (3) 「会員」とは、第3条に規定する資格を有し、かつ、第5条の規定に基づく理事長の承認を得た者をいう。
- (4) 「会員家族」とは、会員と同居する家族をいう。

(入会の資格)

**第3条** この法人の会員になることができる者は、この法人の目的に賛同する者であって、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 松阪市内の事業所に従事する勤労者及びその事業主
- (2) 松阪市内に在住し松阪市外の事業所に従事する勤労者
- (3) その他理事長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は会員になることができない。

- (1) 季節的業務に雇用されている者
- (2) 加入時において、14日以上休業・安静加療している者及び休職している者又は14日以上休業・安静加療を要すると診断されている者
- (3) 常時勤務に服することを要しない者
- (4) 臨時従業員、パートタイマーその他これに準じる者（半年以上継続して雇用されている者で、今後引き続き雇用される見込みの者を除く。）
- (5) 第13条により除名を受けた者
- (6) 前各号のほか、理事長が不適格と認めた者

(入会手続き)

**第4条** この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書を事業所で取りまとめて理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 第3条第1項第2号の資格を有する者は、個人で入会申し込みをする。この場合、所定の入会申込書にその資格を証明する書類を添付しなければならない。

3 理事長は、入会を承認したときは、入会承認書及び会員証を当該会員に交付するものとする。

(資格取得の時期)

**第5条** 前条の入会手続きを完了した者は、入会の承認を受けた翌月の初日から会員の資格を取得する。

(入会金)

**第6条** 入会金の額は、会員1人につき500円とする。

- 2 入会金の納付については、別に定める。
- 3 既納の入会金は、返還しない。

(会費)

**第7条** 会費は、会員1人につき月額800円とする。

- 2 前項の規定に関わらず、理事長は、1事業所（所在地を同じくする複数の事業所が、経営の主体等により同一の事業所と認められる場合を含む。）当たり100名以上が入会する場合、会費を会員1人につき月額450円とすることができる。この場合において、理事長は、定款第4条第2号及び第4号に掲げる事業を利用させることができない。
- 3 会員は、会費を3か月に1回先払いするものとし、4月、7月、10月及び1月それぞれ18日（当該日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日）に指定の金融機関の預金口座から自動振り替えにより納入するものとする。
- 4 前項に規定する会費の納入額は、振替月の1日現在の会員の人数に3か月分の会費額を乗じて得た額とする。
- 5 前2項の規定による会費の納入が困難な場合は、別に定める方法により納付するものとする。
- 6 既納会費は、会員が退職又は死亡の場合に限り、当該事由が発生した月の翌月の属する期において、最大3か月を限度に還付する。

(入会金及び会費の使途)

**第8条** 入会金はその全額を公益目的事業に充てる。

- 2 会費はその50%以上60%以内を公益目的事業に、40%以上50%以内を収益等事業に充て、その他は法人会計に充てるものとする。

(会員の追加)

**第9条** 事業主は、新たに会員を追加する事由が生じたときは、入会申込書により理事長に届け出なければならない。

- 2 前項に定める会員の資格取得時期については、第5条の規定を準用する。

(変更届)

**第10条** 事業主又は個人加入等の会員は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称・所在地
- (2) 代表者
- (3) 会員の氏名・住所・電話番号
- (4) 会員の同居家族
- (5) 会費振り替えにかかる指定金融機関の口座に関する事項

(退会)

**第11条** 会員がこの法人から退会しようとするときは、退会届を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 会員は、前項の規定による理事長の承認を受けた日からその資格を喪失する。

(登録取消)

**第12条** 事業主は、会員が死亡又は退職したときは、退会届を理事長に提出しなければならない。  
2 前項の届け出があった会員は、当該事由の発生した日から登録を取り消され、会員の資格を喪失するものとする。

(除名)

**第13条** 理事長は、会員に次の各号のいずれかに該当する事実が認められるときは、除名することができる。

- (1) 会費を3か月分滞納したとき
- (2) この法人の事業を妨げる行為をしたとき
- (3) 虚偽、その他不正行為により、この法人から利益を受けたとき又は利益を受けようとしたとき

2 前項により除名された会員は、直ちにその資格を喪失する。

(会員証の返却)

**第14条** 会員は、前3条の規定により会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を理事長に返却するものとする。

(受益者)

**第15条** 会員は、会員資格取得の日から会員資格喪失の日まで、この法人の事業による利益を受けるものとする。

(受益の制限)

**第16条** 理事長は、会員が会費の納入を怠ったときは、会員の受益の全部又は一部を制限することができる。

(抛出金品の不還付)

**第17条** 既納会費を除く抛出金品は、返還しないものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、返還することができる。

(規則の変更)

**第18条** この規則は、理事会の決議により変更することができる。

2 前項の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(委任)

**第19条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この規則は、この法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立の登記の前日までに、財団法人松阪市勤労者サービスセンターの会員となった者は、この規則に基づく会員とみなす。

3 前項の会員の入会日は、財団法人松阪市勤労者サービスセンターの会員となった日とし、この法人の加入期間に含む。